

KNC NETWORK NEWS

2016年3月19日 発行



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事: 東芝、中国・美的に売却へ—白物家電 アジアで再編加速—

東芝は冷蔵庫や洗濯機などの白物家電事業を、中国家電大手の美的集団(広東省)に売却する方向で最終調整に入った。台湾・鴻海(ホンハイ)精密工業がシャープを買収する協議を進めるなど、アジアの新興企業が参画する形で日本の家電再編が加速する。美的は「Midea」ブランドで家電は販売し、14年の売上高は約2兆7000億円。白物全体の15年の世界シェア(台数ベース)は4.6%で2位。

経営一言: 日本人の価値のひとつは「恥を知る」ことだ。人前に出して恥ずかしいものを作ることをしようとしな。—これが世界に誇る数々の製品の開発につながった—。(マハティール・ビン・モハド氏 元マレーシア首相・首相在任22年)

—所長コメント: 私が子どもの頃、悪いことやいたずら、ルールにはずれたことをすると、親から「恥ずかしいことをするな」「人に笑われるぞ」「親の顔に泥をぬるな」とかよく咎(とが)められたものです。自分に恥じない生き方をすることは、恥を知り、正しく生きることで日本人の伝統的生き方です。—

広告宣伝のために支払う賞金等 《税務》

個人に対し、広告宣伝のための賞金等を支払うときは、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

広告宣伝のための賞金等とは、通常、次のようなものです。

イ 事業を営む個人や法人が製品や事業の内容を広告宣伝するための賞金や賞品

例えば、懸賞クイズや大売出しの抽選の賞金や賞品です。

ロ 素人のクイズ番組や素人のど自慢の賞金や賞品

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は、賞金等の額から50万円を差し引いた残額に10.21%の税率を乗じて算出します。支払う賞金等の額が50万円以下であれば、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。賞金等を物品で支払う場合は、その物品を評価しなければなりません。その評価は、原則として、その物品の処分見込額です。例えば、株式、貴金属又は不動産等はその受けることとなった日の価額、商品券やギフト券などはその券面額となります。それ以外のもの(定期金に関する権利又は信託の受益権、生命保険契約に関する権利を除きます。)については、その物品の通常の販売価額の60%相当額で評価します。

印紙税の貼り忘れ 《税務》

印紙税は通常、印紙税の対象となる文書(課税文書)に所定の額面の収入印紙を貼り付けて、印章または署名で消印することで納付します。

納付すべき印紙税を文書作成時に納付しない(収入印紙を添付しない)ときは、納付しなかった印紙税の額と、その2倍に相当する金額との合計額、つまり納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されます。ただし、調査を受ける前に、納付していなかったことを自主的に税務当局に伝えるための「印紙税不納付事実申出書」を提出することで、過怠税は1.1倍にまで軽減されます。また、貼り付け印紙を所定の方法で消印しなかった場合には、消印のない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されます。過怠税は税金のペナルティーであり、その全額について法人税の損金や所得税の必要経費に算入できません。

健康保険の出産手当金・傷病手当金の給付額が変更になる 《社会保険》

平成27年度健康保険法の改正により、4月から出産手当金及び傷病手当金の給付額が変更になります。従来の1日あたり支給額は「休んだ日の標準月額報酬÷30×2/3」が給付金でしたが、4月からは「支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準月額報酬を平均した額÷30×2/3」が支給額となります。仮に支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、「支給額開始日の属する月以前の継続した各月の標準月額報酬の平均額」と28万円(該当年度前の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準月額報酬を平均した額)を比べて少ない方の額を使用して計算することになります。

今回の改正は、意図的な給付金額の引上げを阻止する側面があります。休業直前になって報酬を引き上げる、または産休取得がわかった上で事実ではない標準月額報酬で資格取得をし、その額に基づいて支給を受けるなどの行為が後を絶ちません。

百里を行く者は 《経営》

「百里を行く者は、九十を半(なか)ばとす、と。此れ末路の難(かた)きを言うなり」(『戦国策』林秀一・福田襄之介著)という言葉があります。人生や事業経営等は、途中がずっと順調であっても最終コーナーが難しいということが少なくありません。

例えば、企業が5年間の経営改善計画を策定した場合、最初の2年くらいで改善が大きく進み、3年で目標近くまで達してしまうことがよくあります。ところがここで力を抜くと、4~5年目で元の厳しい状況に戻ってしまいます。目標に近づき、油断すると最後の仕上げがうまくいきません。

人生も同じかもしれません。例えば、会社員等が定年まで数年となり、「何とか無事に終えそうだ」と気を抜いた時が要警戒です。勤務年数では90%を超えたかもしれませんが、最後の数年間で状況が大きく変わることもあります。もちろん悪い方だけではなく、思わぬ良い方に向かうこともあります。定年の2年前までずっと総務課長だった人が、事業承継の際に後継者から突然副社長に指名されたという例もありました。人生と事業経営はたとえ目標近くまで順調に行っても道半ばと気を引き締めて、最終コーナーこそ一層用心して奮起する姿勢が大切です。